

守谷市教育委員会定例会 令和6年8月

1 日 時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長職務代理者 河原 健
教育委員 椎名 和良
教育委員 寺田 弘

4 欠席者 教 育 長 町田 香
教育委員 萩谷 直美

5 説明のための出席者

教育部長	小林 伸稔
教育部参事	古橋 雅文
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
教育指導課長	村松 静
給食センター長	鈴木 林
中央図書館長	平塚 恭子
事務局員(学校教育課長補佐)	

6 傍 聴 人 なし

1 開会宣言	教育長職務代理者	午後1時30分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長職務代理者	議事録署名人に椎名委員を指名する。
3 議決事項	教育長職務代理者 学校教育課長	議案第32号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」説明を求める。 本議案は、昨年度の守谷市通学区域審議会にお

	いて、黒内小学校の過大規模校対策として、スクールバスによる特定地域選択制度の実施のほか、通学区域の変更についても継続して協議することが妥当との答申を頂いたことから、昨年12月に、地域に提示した通学区域変更案のうち、賛否に大きな差がなかった地区について、地域の方との意見交換会などを継続してきた結果、現在、黒内小学校の通学区域となっている三つの地域を 守谷小学校、御所ヶ丘小学校、松ヶ丘小学校へと変更するために、通学区域を定める本規則の一部を改正するものとなっております。 今回、就学校を変更する地区は、中央二丁目地内にあるレクセルプラザ守谷と、大原地区と、百合ヶ丘三丁目付近にあるさつき台の3地区となります。大原地区につきましては、区域内に新守谷駅周辺土地区画整理事業施行予定区域を含んでおり、この区域については、令和6年度に既に御所ヶ丘小学校に変更となっておりますが、今回、大原地区全体を御所ヶ丘小学校区へ変更する形となります。 本規則で、通学区域に行政区を記載している箇所は、資料3ページ、4ページの別表となりますので、小学校の別表について、これらを記載していくということが今回の改正となっております。 まず、守谷小学校の通学区域の中から、レクセルプラザ守谷のことを指す中央二丁目のうちの「黒内小学校の通学区域を除く。」という部分を削除して、中央二丁目を全て守谷小学校といたします。 また、黒内小学校の通学区域の中から、大原、さつき台、中央二丁目の一部を削除いたします。 次に、御所ヶ丘小学校の通学区域に、大原地区を全て御所ヶ丘小学校の通学区域とするため、現在ある「（（仮称）新守谷駅周辺地区土地区画整理事業施行予定区域）」というものを削除いたします。
--	--

	最後に、松ヶ丘小学校の通学区域に、さつき台と追記いたします。 また、今回、地域説明会や該当世帯の方との話合いの結果、令和7年度から3年間は、元の黒内小学校も選択できるという経過措置を取ることにいたしましたので、附則の部分に経過措置として、令和9年度までは黒内小学校への就学を選択できることと、該当児童の入学時に上の兄弟が黒内小学校に通っている場合は、黒内小学校を選択できること、また、これらにより黒内小学校を選択した場合は、中学校も守谷中学校を選択できること、こちらを記載いたしました。 なお、今回の変更により、どの程度の児童が移動するかにつきましては、それほど児童数のいない地区ですので、大きな移動は見込まれておりません。 大原地区につきましては、現在、黒内小学校に通われている在校生は4人おりますが、現時点で未就学児世帯はないため、今後しばらく移動人数は0となっております。 レクセルプラザ守谷につきましては、在校生は6人、未就学児世帯は10世帯で、令和7年度の新1年生は2人、9年度に4人、12年度に5人が見込まれておりますが、令和7年度は兄弟に在校生がいる御家庭のため、恐らく移動はないものと考えられます。 さつき台につきましては、現在居住されている未就学児世帯は2世帯、在校生が3人という状況です。令和7年度の新1年生は1人ですが、既に経過措置を利用して黒内小学校を選択したい旨の申出があるため、移動は0となっております。令和12年度の新1年生につきましては、該当世帯の方は松ヶ丘小を選択したい旨の申出をいただいているので、ここで1名の移動が見込まれるというような状況となっております。
--	--

椎名委員	小学校の場合には、通学する場合に、登下校班組むことになるので、1年生が1人だけで登下校しないように、その地区か、隣接のところに登校班に入るなど、事前に各学校で考えて準備を進めるようお願いしたい。
学校教育課長	登校班につきまして、地域説明会などでも質問があり、入学説明会の際には、登校班が示せるよう学校と協議していく予定です。
寺田委員	今回の選択できるほかに、土塔新山が候補に挙がっていたと思うが、大幅な形で反対という意見はなかったと思うがどうなっているか。
学校教育課長	土塔地区につきましては、氏子のつながりが強いということで、アンケート結果では賛否両論でしたが、変えないでほしいというような意見書の提出があり、令和7年度からは実施できないような状況でしたので、今後も引き続き、地域の方、例えば区長さんにまずお話をさせていただいて、何年度かには変更することができないかということを確認していきたいと考えております。
寺田委員	土塔新山についても、結構該当人数は多いと思いますので、大規模校の解消、都市軸道路を渡って通学となるので、引き続き検討をおねがしたい。
教育長職務代行者	議案第32号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」採択する。 全員賛成（原案のとおり可決した）
教育長職務代行者	議案第33号「学校給食センター運営委員会への諮問について」説明を求める。

給食センター長	守谷市学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条第2項に基づき、学校給食センター運営委員会へ諮問するものです。 諮問事項ですが、昨年度、守谷市学校給食におけるアレルギー対応マニュアルを改訂し、運用しておりましたが、新たに保護者からの小麦アレルギー対応の要望を受けての改正となります。 代替食につきましては、鶏卵、乳のアレルギー対応のみとなっております。旧センターでは、小麦アレルギーのお子さんへの御飯のみの提供は行っておりましたが、アレルギー対応マニュアルを作った当時、小麦アレルギーのみの児童生徒が少なかったこと、鶏卵、乳アレルギーの代替食を始めるに当たって、当初は間違いのない対応をしたいとのことから、小麦アレルギーのお子さんへは詳細献立による情報提供のみで、保護者の対応となっております。 具体的には、パンとか麺の場合、自宅から御飯を持参していただくという形を取らせていただいております。このようなことから、主食のみでもよいので対応してほしいというような保護者からの要望を受け、小麦のアレルギーの主食のみの代替食の提供と、あと、現行申請書等の一部修正、こちらの改訂を行うために運営委員会のほうへ諮問するものです。 学校給食における食物アレルギーの対応マニュアルの変更点につきましては、本日、正誤表とか新旧表を机上のほうに置かせていただいております。そちらのほうをよろしく願います。 学校給食における主な対応方法ということで、 (4) レベル4での代替食対応で、小麦を含む主食の代替食を提供ということを追加しております。 (2) 食物アレルギー調査の流れで提出いただく申請書ですが、旧では、別紙1でアレルギー対
---------	--

	応申請書、別紙２で給食費（牛乳代）減免申請書でしたが、別紙２を割愛して、別紙１で対応できる様式に変更しております。これによりまして、以下の別紙番号を繰り上げたため変更しております。 項目２、代替食、卵・乳を含む主食について、小麦を含む主食を追加、また、鶏卵・乳アレルギーの代替食の例を載せていましたが、小麦の主食の代替食を提供するに当たり、ここの表示が紛らわしくなるため削除しております。 レベル別の教室の対応で、タイトル４、レベル４での代替食の対応で、小麦を含む主食を追加しております。 旧様式別紙２の割愛による繰り上げとなっております。 別紙１の変更内容です。別紙２で、牛乳減免申請は守谷市学校給食及び学校給食の提供に関する規則様式による申請で足りるため、別紙２を割愛して、別紙１の希望する対応レベル３で、別紙２で把握していたアレルギーが、それ以外の理由による牛乳の停止かを把握するために、アレルギー以外の理由での１項目を増やしております。
椎名委員	小麦でパンというのは納得いくが、うどんも小麦で作られているが、それはどうか。
給食センター長	これまでと同じく、成分表と一緒に保護者の皆様には、○、×、食べるとか食べないとか、そういうものをお渡ししますので、その時点で小麦アレルギーが強い方ですと、うどんも御飯にしてほしいというような要望がありますので、そちらのほうで対応していく予定です。
教育長職務代行者	議案第33号「学校給食センター運営委員会への諮問について」採決する。

教育長職務代行者	全員賛成〔原案のとおり可決〕 議案第34号は、議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和6年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）及び令和5年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））の審議となり、公表前の情報に関する案件であるため、非公開とした。
教育部長	全員意義なし（非公開とした） 議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和6年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）及び令和5年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））の説明を求める。
教育長職務代行者	（内容説明） 議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和6年度守谷市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会所管分）及び令和5年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定（教育委員会所管分））を採決する。
報告事項	全員賛成〔原案のとおり可決〕
教育長職務代理者	報告第9号「損害賠償額の決定及び和解について」報告を求める。
学校教育課長	本年6月に御所ヶ丘小学校において発生した桜の枝の落下事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました、相手方と和解したことを報告いたします。 事故概要ですが、発生日時は本年6月24日、午

	後0時10分頃。事故発生場所は、御所ヶ丘小学校敷地内にある駐車場となっております。相手方は、取手市にお住まいの〇〇氏となり、状況といたしましては、御所ヶ丘小学校敷地内の駐車場で、近接して植えられた桜の枝が朽ちて、直下の乗用車2台の間に落下し、落下の際、それぞれ運転手席側のドアと助手席側のドアをこすって損傷させたというものです。 今回、2台のうち、修理が終了した1台について専決処分を行いました。 学校から連絡を受けた後、当課において、当日のうちに現場確認を行い、樹木剪定業務を委託している業者に事故内容を説明し、敷地内樹木の目視調査を依頼しました。 また、翌日以降は、現場の駐車場にカラーコーンと注意看板を設置し、駐車範囲を規制し、駐車場の後方に植えられた5本の桜の木全てについて、弱っている可能性のある枝の剪定を実施いたしました。 賠償の手続ですが、学校で起こり、市側に責任がある事故であるということから、全国市長会学校災害賠償補償保険対象の事故として申請し、車両修理費が12万円代ということから、市長の専決処分により損害賠償額を決定し、6番の和解内容のとおり、12万7、241円を相手方の指定口座に支払うということで和解いたしました。 枝の落ちた桜の品種はソメイヨシノで、開校時に植えられ40年程度経過し、老木に差しかかりつつありますが、樹木の剪定は冬に行うため、どの枝も葉がついていない状態であることから、枝が朽ちつつあることに気づけなかったということが今回反省点として分かりました。 このため、今後の対策として、全ての学校の樹木剪定委託事業者に、枝や葉が繁茂している現時点で、担当校の敷地内樹木の目視点検を報告を依頼したほか、今後、全校で樹木健全度調査を実施
--	---

	し、計画的に敷地内の植栽の剪定などを実施していくことで安全管理を徹底していきたいと考えております。
寺田委員	この相手方はどのような方か。
学校教育課長	車両の持ち主は、御所ヶ丘小学校の非常勤講師である先生の夫となります。
教育長職務代行者	今後、全部の樹木を点検することはとてもいいことだと思う。ソメイヨシノは種では増えなくて、クローンで、挿し木で増やしていくもので、寿命が短く、30年から50年ぐらいと言われているので、開校当時植えたのがちょうど老木になる頃である。今回、人的事故がなかったのは幸いだが、台風のとくに大きな桜の木が丸々倒れて、学校に隣接している民家を潰し、相当額の損害賠償をした経験があるので、十分点検をして、未然に事故を防いでいただきたい。
教育長職務代理者	報告第10号「学校給食費に係る不納欠損の報告について」説明を求める。
給食センター長	守谷市債権管理条例第10条第1項に基づき、債権を放棄し、不納欠損としましたので報告します。 令和6年度の決算報告書一般会計市税収入以外の滞納額の状況となっております。給食費は、款20、諸収入となっております。学校給食費納付金、現年度と過年度の繰越し分の合計額のみを読み上げさせていただきます。 左から調定額が3億2、205万2、644円、収入済額が3億1、449万4、654円、不能欠損額614万7、500円。令和6年度の収入未済額になります。141万400円となります。 不納欠損の内容ですが、令和2年度に守谷市債

	権管理条例が施行され、債務者の時効の援用がなくても私債権の放棄ができるように定められましたが、当時、守谷市学校給食費取扱要綱によりまして、給食費の徴収事務は全て小中学校長に委任することになっておりました。在籍児童生徒の学校給食費については、学校に委ねられていたという状況です。卒業後は、給食センターで徴収事務を実施しております。 市では、当時、学校給食センターの改築工事がありまして、建築後、令和6年度から学校給食費の取扱いを学校ごとの徴収管理する方法から、市で徴収管理する公会計化、守谷市学校給食費及び学校給食の提供に関する規則、こちらを令和6年4月1日に施行しております。公会計化を行うとしており、今回、令和5年度末をもって、学校給食費の未納額、平成10年から平成29年分を守谷市債権条例第10条第1項に基づき、614万7、590円を、学校ごとの件数で言いますと、延べ1、538件、延べ児童生徒数は111人、延べ世帯数82世帯を債権放棄し、不納欠損としております。実人数としましては、児童生徒数が88人、世帯数は65世帯となっております。 放棄の内容ですが、守谷市債権条例によりまして、市長は私債権について、次のいずれかに該当する場合、第1号から第6号まであるのですが、これに該当する場合は、債権の全部または一部を放棄することができるとされております。 今回の場合、納税課と情報を合わせまして、債券放棄のほうをさせていただいております。第1号、私の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したときということで345万4、464円。こちらが873件、49世帯分があります。 第4号、債権者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情があり、徴収の見込みがないとき、42万5、838円、109件、5世帯。 第5号、債権者が著しい生活困窮状態にあり、
--	---

	資力の回復が困難であると認められるとき、226万7、288円、556件、28世帯を不納欠損処分としております。 なお、消滅時効ですが、行政の場合は民法第166条第1号により、債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年間行使しない時に該当いたします。 ただし、民法のほうの改正ありまして、令和2年4月以前は2年間となっております。 未納者に対する対応としましては、連絡、督促、催告、電話連絡、場合によっては自宅訪問を行っていたのですが、納入いただけなかった保護者の方々となります。 今後の未納者に対する対応ですが、未納が出た際は早期の連絡、このほか滞納整理期間を設け、電話、場合によっては訪問の措置を取らせていただきます。 さらに、次年度にも滞納がある方には、児童手当からの充当について、一筆はもらっているのですが、その際に声かけをさせていただき、滞納額が少なくなるよう努めてまいります。 なお、守谷市債権条例におきましては、9月の定例議会で報告することとなっておりますので、そちらのほうも報告のほうさせていただきます。
寺田委員	私債権の場合は、先ほど改正あったという話だが、援用が普通は必要だが、私は払えませんという、本人からの口頭なり文書なりでもらうというのが、必要だと思うがいかがか。
給食センター長	私債権のほうでは、民法上援用ということが必要になっているが、令和2年に納税課が主体となって債権管理条例をつくり、その際には援用をなしでもできるようにしております。
寺田委員	条例として上げるには、法令審査等も通って条

給食センター長	例つくられていると思うので間違いないと思うが、必要ないという理解でよろしいか。 援用は必要ないというようなことでうたっております。
教育長職務代行者	会計処理上、不納欠損することとかそういうことについて、特に異議はない。制度上問題がなければ結構だと思う。 現在在籍している子供たちの中で、未納が続いている、しかも、それが生活の困窮のために未納が続いているというようなお子さんが、家庭があるのであれば、それは積極的に就学援助の制度を周知して、そういう生活困窮のために未納が続いているということがないようにしてあげるのが、教育委員会の立場じゃないかなって思う。 今まで学校で集金していたときは、学校は集金が滞っているなというのは分かっているので、保護者に、こういう制度があるけどどうですかみたいなことをお話しすることはできたと思うが、今度、給食センターで集金しているので、学校としては、積極的に制度を周知したり促したりすることが難しくなってくると思うので、現在在籍しているお子さんで、給食費だけじゃなくて、学校納入金はまだあると思うので、滞っているような御家庭については、就学援助制度に該当できるのであれば、就学援助制度を積極的にPRして、制度を利用することを促す必要があるので、よろしくお願ひしたい。それぞれの部署で、センターはセンターで、それから教育指導課は教育指導課で、就学援助そのものは学校教育課で扱っていると思うので連携をとって対応をお願ひしたい。それから、具体的に家庭の様子だとかそういったものは、学校が一番よく把握して、担任の先生が分かっていると思うので、連携をお願ひしたい。

寺田委員	滞納の徴収の仕方について、職員だけではなかなか難しいものがあると思うので、最終的にどうしても取れない債権については、弁護士等への委託というものも検討していただきたい。
教育長職務代行者	報告第11号「守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要（案）の決定及び基本設計概要（案）に係るパブリック・コメントの実施について」報告を求める。
中央図書館長	建築から31年目を迎える守谷中央図書館の大規模改修工事を令和7年度から着手するため、本年4月から基本設計業務を進めてまいりました。その過程において、市民参加型ワークショップを開催し、そこで頂いた御意見を反映させ、施設・設備の更新、安全で機能的なサービス環境の整備、快適で魅力ある空間の整備、新しい図書館サービスの環境整備の4点を改修の基本方針とした守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要（案）を作成いたしました。 この設計概要（案）について、パブリック・コメントを実施することを御報告させていただきます。 パブリック・コメントの公表資料は、守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要。実施期間は令和6年9月12日木曜日から10月11日金曜日となります。市民への周知は、広報もりや9月号及び市ホームページで行います。基本設計概要（案）を事前にお送りさせていただいたところですが、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。 大規模改修の基本方針として、改修の目的と方針を記載しております。 目的については、施設・設備の更新等を実施することによりその機能を回復し、建物の長寿命化

	を図るものとする、さらに、誰もが足を運びたくなる図書館を目指し、利用者ニーズを反映させた快適な利用空間への転換を図るものとしております。 改修の方針については、先ほど申し上げた四つの方針としております。 改修方針の一つ目、施設・設備の更新について、外部の改修、内部の改修の代表的なものを挙げております。 改修の方針の2番、安全で機能的なサービス環境の整備となります。 その中の代表的なもので、駐車場の再整備を掲載させていただいております。駐車場の整備につきましては、かつて行いました利用者アンケート、日常のお客様からの御意見、また、今回のワークショップにおきましても大変多くの御希望を頂いている内容でございます。それを基にしまして、駐車場内の動線をシンプルに変更して安全性を高めるとともに、駐車場台数を現在よりも増やすことに努めております。 改修基本方針の3番、快適で魅力ある空間の整備となります。こちらは各階、1階、2階、3階のコンセプトになっておりますが、1階から、代表的なもので、児童開架の中央に、親子で読み聞かせ・一人で読書・友達との学習等、子供の成長に応えるBOOKストリートを設けます。現在のおはなしの部屋を絵本の部屋として拡張し、小さな子供たちが本に親しみながら楽しく過ごせる場といたします。お話し会等の催しも開催できるものといたします。こちらの催しにつきましては、誤字がありますことをおわび申し上げます。 続きまして、2階、読書と学びと交流を育む空間ということになります。こちらは、にぎわいの中心となるフォーラム、交流のひろばを設け、様々な用途に活用できる空間を設けます。現在も写真展や絵画展などを行っておりますものをこ
--	---

	ちらの交流のひろばで行うことができましたり、生涯学習の発表の場としても活用していただけるようなことも考えていきたいというふうに思っております。 また、現在の休憩コーナーを拡張しまして、会話が可能で飲食のできる多目的な読書・学習空間として、マルチパーパスを設けます。 3階は、多様な学びに対応する空間となります。自習やグループ学習ができる主体的な学びとして、ラーニングコモンズ。にぎやかな図書館の中で、静かで集中できる空間としてサイレントスペース。また、既存のラーニングスペースを合わせまして、多様なニーズに応える学習の空間としたいと考えております。 基本方針の4番、新しい図書館サービスの環境整備ということで、ICタグによる資料管理システムを導入します。ICタグによる資料管理システムを導入して、自動貸出機による窓口業務のスマート化や資料管理の効率化を図ります。 また、予約受取資料コーナーを新設しまして、セルフ貸出に対応することで、利便性の向上を図りたいというふうに考えております。
椎名委員	最近の中高生は、受験勉強をこういうコミュニティ広場みたいなところでやる傾向が非常に強いので、3階に学習スペースできるのは、本当に子供たちにとってもいいことだなと思うので、どんどん広告して、いろいろな人来ていただくよう、よろしくお願いいたします。
教育長職務代行者	以上で議案及び報告事項が終わりました。 次回定例会議の日程 日時 9月25日（水曜日） 午後1時30分 場所 市役所全員協議会室

	午後 2 時 4 5 分閉会を宣言
--	-------------------

会議録署名人	椎 名 和 良
--------	---------